

木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱

平成 19 年 3 月 12 日告示第 115 号

改正

平成 20 年 3 月 28 日告示第 26 号

平成 20 年 9 月 2 日告示第 95 号

平成 22 年 6 月 1 日告示第 71 号

平成 25 年 3 月 21 日告示第 36 号

平成 27 年 4 月 1 日告示第 56 号

平成 31 年 3 月 26 日告示第 35 号

令和 2 年 11 月 16 日告示第 176 号

木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、木津川市契約事務規則（平成 19 年木津川市規則第 44 号）第 2 条第 3 項による一般競争入札参加資格の確認及び第 22 条第 1 項による指名をより適切にするため、競争入札の参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等)

第 2 条 市長は、有資格業者が別表第 1、別表第 2 又は別表第 3 の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者に対する指名停止を行うものとする。

2 市長又はその委任を受けて契約を締結する者（以下これらの者を「契約権者」という。）は、前項の規定により指名停止処分を行った有資格業者を工事等の契約のために指名しないものとする。

3 第 1 項の規定により指名停止処分を行った有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止

を併せ行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定により指名停止処分を行った有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 4 前条第2項及び第3項の規定は、前3項の場合について準用する。

（指名停止期間の特例）

第4条 有資格業者が一の事案により別表第1又は別表第2の各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間のうち最も長いものをもって指名停止の期間とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表第1又は別表第2の各項に定める期間の2倍とする。ただし、その期間は36か月を超えないものとする。

(1) 別表第1又は別表第2の各項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1又は別表第2の各項の措置要件に該当することとなった場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）

(2) 別表第2第1項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3か年を経過するまでの間に、同表第1項の措置要件に該当することとなった場合

(3) 別表第2第2項又は第3項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3か年を経過するまでの間に、同表第2項又は第3項の措置要件に該当することとなった場合

- 3 市長は、指名停止の措置要件に該当した有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を別表第1又は別表第2の各項及び前2項の規定による指名停止の期間の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、指名停止の措置要件に該当した有資格業者について極めて悪質な事由があると認め、又は当該行為によって極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、指名停止の期間を別表第1又は別表第2の各項並びに第1項及び第2項の規定による指名停止の期間の2倍まで延長することができる。ただし、その期間

は 36 か月を超えないものとする。

- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは前各項に定める期間の範囲内で、また、同一事案において別の措置要件に該当することが明らかになったときは別表第 1 又は別表第 2 の各項に定めるところにより、それぞれ指名停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は 36 か月を超えないものとする。
- 6 市長は、別表第 2 第 2 項に該当した有資格業者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条の 4 の規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を別表第 2 第 2 項の規定による指名停止の期間の 2 分の 1 まで短縮することができる。
- 7 市長は、指名停止の期間の満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは前各項に定める期間の範囲内で、また、同一事案において別の措置要件に該当することが明らかとなったときは別表第 1 又は別表第 2 の各項に定めるところにより、それぞれ指名停止の期間を変更し、当初の指名停止期間を控除した期間について更に指名停止を行うことができる。ただし、その期間は 36 か月を超えないものとする。
- 8 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止の審査）

第 5 条 市長は、第 2 条第 1 項、第 3 条若しくは前条第 7 項の規定により指名停止を行い、同条第 5 項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第 8 項の規定により指名停止を解除しようとするときは、木津川市建設工事等競争入札業者選定会の審査を経なければならない。ただし、市が発注した工事等を現に受注しているもの及び市内に主たる営業拠点を有する有資格業者以外は、建設部長が審査し、木津川市建設工事等競争入札業者選定会委員に報告するものとする。

（指名停止の承継）

第 6 条 指名停止中の有資格業者から入札参加資格を承継する者は、指名停止措置も承継するものとする。

（指名停止の通知）

第7条 市長は、第2条第1項、第3条若しくは第4条第7項の規定により指名停止を行い、同条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第8項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、当該指名停止の事由が市の発注する工事等に関するものであるときは、必要に応じ当該有資格業者から改善措置の報告を求めるものとする。

(一般競争入札の参加資格)

第8条 契約権者は、指名停止がなされていないことを入札公告で示す入札参加者の資格要件とするものとする。

(随意契約又はせり売りの相手方の制限)

第9条 契約権者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約又はせり売りの相手方としないものとする。ただし、災害時の応急工事、特殊技術を要する工事を発注する場合その他特にやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第10条 契約権者は、指名停止の期間中の有資格業者が市の発注する工事等を下請けし、又は受託することを承認しないものとする。ただし、別表第3第1項(2)又は同項(3)の措置要件に該当した有資格業者についてはこの限りではない。

(情報の収集)

第11条 市長は、有資格業者に係る指名停止事由に関する情報の収集に努めるものとする。

(指名停止の時期)

第12条 指名停止の開始時期は、当該事実を市長が認定した日を起算日とする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第13条 市長は、別表各項に掲げる措置要件に該当する場合のほか、工事等を受注させるのが適当でない認められる有資格業者について、期間及び業種を定め入札に参加させないことができる。この場合において、市長は、当該有資格業者に対し書面でその期間及び業種を通知するものとする。

2 市長は、有資格業者について指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第14条 契約権者は、別表各項に掲げる措置要件に該当する場合のほか、工事等を

受注させるのが適当ではないと認められる有資格業者について、木津川市建設工事等競争入札業者選定会の審査を経て、当該工事等の指名の対象から外すことができる。

- 2 市長は、別に定めるところにより、指名停止を行った有資格業者の商号又は名称、指名停止の期間及び理由等を公表するものとする。ただし、当該指名停止が別表第3の措置要件に該当することを理由としたものであるときは、この限りでない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の指名競争入札参加者指名停止要綱(平成16年加茂町要綱第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなし、指名停止の期間は通算する。

附 則(平成20年3月28日告示第26号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2第2項及び第3項の規定については、これらの項に掲げる違反行為又は談合等が平成18年1月4日以後に行われた場合に適用し、これらの違反行為又は談合等が同日前に行なわれた場合には、なお従前の例による。

附 則(平成20年9月2日告示第95号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年6月1日告示第71号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1第1項(3)の規定については、施行日以後に工事等完成検査

を行うものについて適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 21 日告示第 36 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日告示第 56 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日告示第 35 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 16 日告示第 176 号）

この告示は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 4 条、第 14 条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(過失による粗雑工事等) 1 工事等の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。 (1) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。 ア 市が発注する工事等のとき。 イ 府内の他の工事等のとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、市が発注する工事等において粗雑な履行をしたと認められるとき。 ア 粗雑の程度が極めて重大なとき。 イ 粗雑の程度が重大なとき。 (3) 市が発注する工事等において成績が著しく不良なとき。	当該認定をした日から 3 か月 2 か月 3 か月 1 か月 1 か月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 2 工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさ	当該認定をした日から

<p>せ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき、又は火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。</p> <p>ア 市が発注する工事等における事故</p> <p>イ 府内の他の工事等における事故</p> <p>ウ 府外の工事等における事故（多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きな損失を生じさせたとき。）</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>ア 市が発注する工事等における事故</p> <p>イ 府内の他の工事等における事故</p>	<p>6 か月</p> <p>3 か月</p> <p>2 か月</p> <p>3 か月</p> <p>2 か月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>3 工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>ア 市が発注する工事等における事故</p> <p>イ 府内の他の工事等における事故</p> <p>ウ 府外の工事等における事故（多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きな損失を生じさせたとき。）</p> <p>(2) 負傷者を生じさせたとき。</p> <p>ア 市が発注する工事等における事故</p> <p>イ 府内の他の工事等における事故</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 か月</p> <p>1 か月</p> <p>1 か月</p> <p>1 か月</p> <p>1 か月</p> <p>1 か月</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 市が発注する工事等の実施に当たり、契約に違反するなど、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>(1) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき、又は契約相手方の責めに帰すべき事由により、市が契約を解除したとき。</p> <p>ア 契約に定める発注者の解除権を行使した場合（別表第2第6項に該当する場合を除く。）</p> <p>イ アに掲げる場合のほか、契約相手方の責めに帰すべき重大な事由が認められるとき。</p> <p>ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約相手方の責めに帰すべき事由が認められるとき。</p> <p>(2) 履行遅滞があったとき。</p> <p>ア 2か月以上の履行遅滞</p> <p>イ 1か月以上2か月未満の履行遅滞</p> <p>(3) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。</p> <p>ア 公害及び危険防止対策不良</p> <p>イ 工程管理、資材管理又は労働管理不良</p> <p>(4) 正当な理由なく監督職員又は検査職員の指示に従わないとき。</p>	<p>6か月</p> <p>3か月</p> <p>1か月</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p> <p>2か月</p>
<p>(申請書等の虚偽記載)</p> <p>5 市が発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 工事等実績、技術者資格に係る虚偽等入札参加資格の成否に関わる重大なとき。</p> <p>(2) 次号に掲げる場合のほか、入札参加資格の成否に関わらないとき。</p> <p>(3) 個人の資格に係る虚偽等で有資格業者の故意は認められないが、監督責任を問うことが適当と認め</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p> <p>1か月</p>

られるとき。	
--------	--

備考

- 1 「成績が著しく不良」とは、工事等成績評定点が 50 点未満の場合をいう。
- 2 「負傷者」とは、治療 180 日以上の傷害又は完治の見込みのない傷害を受けた者をいう。

別表第 2（第 2 条、第 4 条、第 14 条関係）

不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、贈賄の容疑により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。</p> <p>(1) 市の職員に対する贈賄</p> <p>(2) 府内の他の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>(3) 府外の公共機関の職員に対する贈賄</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>36 か月</p> <p>18 か月</p> <p>12 か月</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>2 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 公正取引委員会から告発されたとき。</p> <p>ア 市の発注における違反</p> <p>イ 府内における違反</p> <p>ウ 府外における違反</p> <p>(2) 公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は違反の認定を受けたとき。</p> <p>ア 市の発注における違反</p> <p>イ 府内における違反</p> <p>ウ 府外における違反</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>24 か月</p> <p>18 か月</p> <p>12 か月</p> <p>18 か月</p> <p>12 か月</p> <p>9 か月</p>

<p>(談合等)</p> <p>3 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条に規定する罪の容疑により逮捕され、書類送検され、若しくは起訴されたとき。</p> <p>(1) 市の発注における談合等</p> <p>(2) 府内における談合等</p> <p>(3) 府外における談合等</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>36 か月</p> <p>18 か月</p> <p>12 か月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>4 別表第1及び前3項に掲げる場合のほか、有資格業者等が有資格業者の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(1) 府内の他の公共機関において資格制限に該当したとき。</p> <p>(2) 暴力行為を行い、逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員が行った暴力行為</p> <p>(ア) 府内における暴力行為</p> <p>(イ) 府外における暴力行為</p> <p>イ アに規定する者以外が行った暴力行為</p> <p>(ア) 府内における暴力行為</p> <p>(イ) 府外における暴力行為</p> <p>(3) 脱税行為により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。</p> <p>(4) 業務関係法令、労働者使用関係法令及び環境保全関係法令に重大な違反をしたとき。</p> <p>ア 市が発注する工事等における違反</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6 か月</p> <p>9 か月</p> <p>6 か月</p> <p>6 か月</p> <p>3 か月</p> <p>3 か月</p> <p>3 か月</p>

イ その他の工事等における違反	1 か月
(5) 市が発注する工事等の入札に係る資格確認通知又は入札通知を受けた場合において、正当な理由なく入札に参加しなかったとき。	1 か月
(6) 市が発注する工事等の入札に際し、別に定める入札心得に違反し、又は正当な理由なく担当職員の指示に従わず、公正な入札の確保を妨げたとき。	2 か月
(7) 市が発注する工事等に係る入札で落札した場合又は随意契約において見積書を採用された場合において、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。	3 か月
(8) 市が発注する工事等に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。	18 か月
(9) 市が発注する工事等において、正当な理由なく事前に公表された予定価格を上回る入札をしたとき。	1 か月
(10) 市が発注する工事等において、木津川市暴力団排除条例（平成 24 年木津川市条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注機関への報告を怠り、又は警察に届けなかったとき。	1 か月
（建設業法違反）	
5 有資格業者等が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。（第 3 号に掲げる場合を除く。）	
ア 市が発注する工事等における違反	9 か月

イ 府内の他の工事等における違反	6 か月
ウ 府外の工事等における違反	4 か月
(2) 建設工事の施工に関し、建設業法に違反し、同法第 28 条又は第 29 条に規定する処分を受けたとき。 (第 4 号に掲げる場合を除く。)	
ア 市が発注する工事等における違反	6 か月
イ 府内の他の工事等における違反	4 か月
ウ 府外の工事等における違反	3 か月
(3) 建設業許可申請書、経営事項審査申請書又はこれらの添付書類に虚偽の記載をし、逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。	
ア 府内業者が逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。	6 か月
イ 府外業者が逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。	4 か月
(4) 建設業許可申請書、経営事項審査申請書又はこれらの添付書類に虚偽の記載をし、建設業法第 28 条に規定する処分を受けたとき。	
ア 府内業者が処分を受けたとき。	4 か月
イ 府外業者が処分を受けたとき。	3 か月
(暴力団関係)	
6 次に掲げる各号のいずれかに該当し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくはその支店又は常時工事等の契約を締結する事務所の代表者（以下「役員等」という。）が、暴力団員であると認められるとき。	24 か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。	24 か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで

	で
(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	12 か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	12 か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	12 か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(6) 市が発注する工事等において、暴力団又は暴力団員であるとして知らず、これを不当に利用するなどしているとき（暴力団又は暴力団員から脅迫を受けたことにより行ったときを除く。）。	12 か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(7) 市が発注する工事等において、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。	12 か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(8) 市が発注する工事等において、有資格業者が第1号から第6号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、契約担当者が当該有資格業者に対して当該契約の解除を求め、当該有資格業者がこれに従わなかったとき。	12 か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(9) 有資格業者が木津川市暴力団排除条例施行規則（平成27年木津川市規則第5号）第8条に規定する	12 か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで

<p>勧告措置を受けた日から1年以内に再度同様の勧告措置を受けたとき。</p>	で
<p>(その他)</p> <p>7 別表第1及び前各項に定める場合のほか、有資格業者の営業に関し、有資格業者等に反社会的な行為があり、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月</p>
<p>8 別表第1及び前各項に定める場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、書類送検され、若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月</p>

備考

- 1 「有資格業者等」とは、有資格業者のほか、有資格業者である個人、有資格業者である法人の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人若しくは本店若しくは支店の事業の主任者（いかなる名称によるかを問わず、有資格業者に対し、これらと同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）又はその使用人をいう。
- 2 「営業」とは、個人の私生活上の行為以外で有資格業者が行っている営業全般をいう。
- 3 「公共機関」とは、贈収賄が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。
- 4 独占禁止法違反を行った有資格業者に、違反後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、当該有資格業者の営業を継承した者の営業が、当該有資格業者の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、第14条を適用する。
- 5 「業務」とは、建設業法上の建設工事及び測量等業務又はこれらに付随する業務をいう。
- 6 「業務関係法令」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）等をいう。

- 7 「労働者使用関係法令」とは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等をいう。
- 8 「環境保全関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）等をいう。
- 9 「重大な違反」とは、当該法令違反により逮捕され、書類送検され、若しくは起訴されたとき、監督官庁から処分を受けたとき又は市の所管業務において告発されたとき等をいう。
- 10 「入札心得に違反」とは、木津川市工事等競争入札心得第 9 条各項、第 12 条第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 12 号の違反をいう。
- 11 「府内業者」とは、京都府の区域内に主たる営業所を有する者で建設業法に基づき国土交通大臣又は京都府知事の認可を受けているものをいう。
- 12 「反社会的な行為」とは、法令等に違反する行為を前提とする。
- 13 「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき、専務取締役以上の肩書を付した役員を含む。）とする。
- 14 禁錮以上の刑に当たる犯罪が、営業に関しないものであることにより第 10 項を適用して指名停止を措置する場合の期間は、当該行為が営業に関するものである場合に、別表第 1 及びこの表に基づき措置する期間を限度とする。

別表第 3（第 2 条、第 14 条関係）

経営状況に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>（経営状況）</p> <p>金融機関から取引停止となったとき等により、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 金融機関から取引停止となったとき。</p> <p>(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしたとき。</p> <p>(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>取引再開まで</p> <p>更生計画の認可の決定を確認する日まで</p> <p>再生計画の認可の決定を確認する日まで</p>

(4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立てをしたとき又は破産手続開始の決定を受けたとき。